

令和5年5月12日

P T A会員の皆様

横浜市立万騎が原中学校
P T A会長 石塚 慶和
校 長 綿貫 芳人

令和5年度 P T A総会開催について

新緑の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

令和5年度P T A総会を開催いたしますので、ご多用中とは存じますが万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご都合により出席されない方は、規約23条により委任状の提出が必要となりますので、担任の先生を通じて **5月19日(金)**までにご提出ください。

(1) 日時 令和5年5月23日(火) 開会 15:30 (受付15:15)

(2) 場所 万騎が原中学校 図書室

(3) 議題

第1号議案	令和4年度 事業・会計報告
第2号議案	令和5年度 事業計画(案)
第3号議案	令和5年度 予算(案)
第4号議案	P T A規約第6章 第10条改正(案)に関して
第5号議案	P T A規約第7章 第17条改正(案)に関して
第6号議案	P T A規約第10章 第21条改正(案)に関して
第7号議案	P T A組織図の改正(案)に関して

(4) 報告 P T A規約・細則の改正

*ご出席の際は、議案書と上履きをご持参ください。

----- キ リ ト リ 線 -----

横浜市立万騎が原中学校P T A会長行

令和5年5月 日

委 任 状

私は、令和5年度P T A総会に出席できませんので、
総会に関する一切の権限をP T A会長に委任いたします。

会員氏名 _____

※自署または記名押印をお願いします。

_____ 年 組 生徒氏名 _____

ご兄弟が在学中の方はご記入ください。 _____ 年 組 生徒氏名 _____

一世帯一枚の委任状です

※P T A総会に出席できない方は5月19日(金)までに、担任の先生に提出してください。

【第4号議案 PTA規約 第6章 第10条改正(案)】

第6章 会計

第10条 会費は年額3200円（家庭数）とする
家庭の事情その他により会費を減免する事ができる。



第6章 会計

第10条 会費は年額3200円（家庭数）とする
~~家庭の事情その他により会費を減免する事ができる。~~ **(削除)**

事由 : 個人情報保護の観点から各家庭の事情を把握することは適さないため

【第5号議案 PTA規約 第7章 第17条改正(案)】

第7章 役員

第17条 役員選出は推薦委員会を構成し、次の通り行われる。
1. 推薦委員は次により構成する。
保護者役員より2名、教員より2名、学年、保健、広報の各委員会より1～2名ずつ。（全体で7名以上、最大10名）



第7章 役員

第17条 役員選出は推薦委員会を構成し、次の通り行われる。
1. 推薦委員は次により構成する。
~~保護者役員より2名、教員より2名、学年、保健、広報の各委員会より1～2名ずつ。（全体で7名以上、最大10名）~~
教員より2名、運営委員会・各委員より5名以上(全体で7名以上、最大10名)

事由 : 推薦委員会の公平性を保つため、運営委員会・各委員により構成することが望ましいため

【第6号議案 PTA規約第10章 第21条改正(案)】

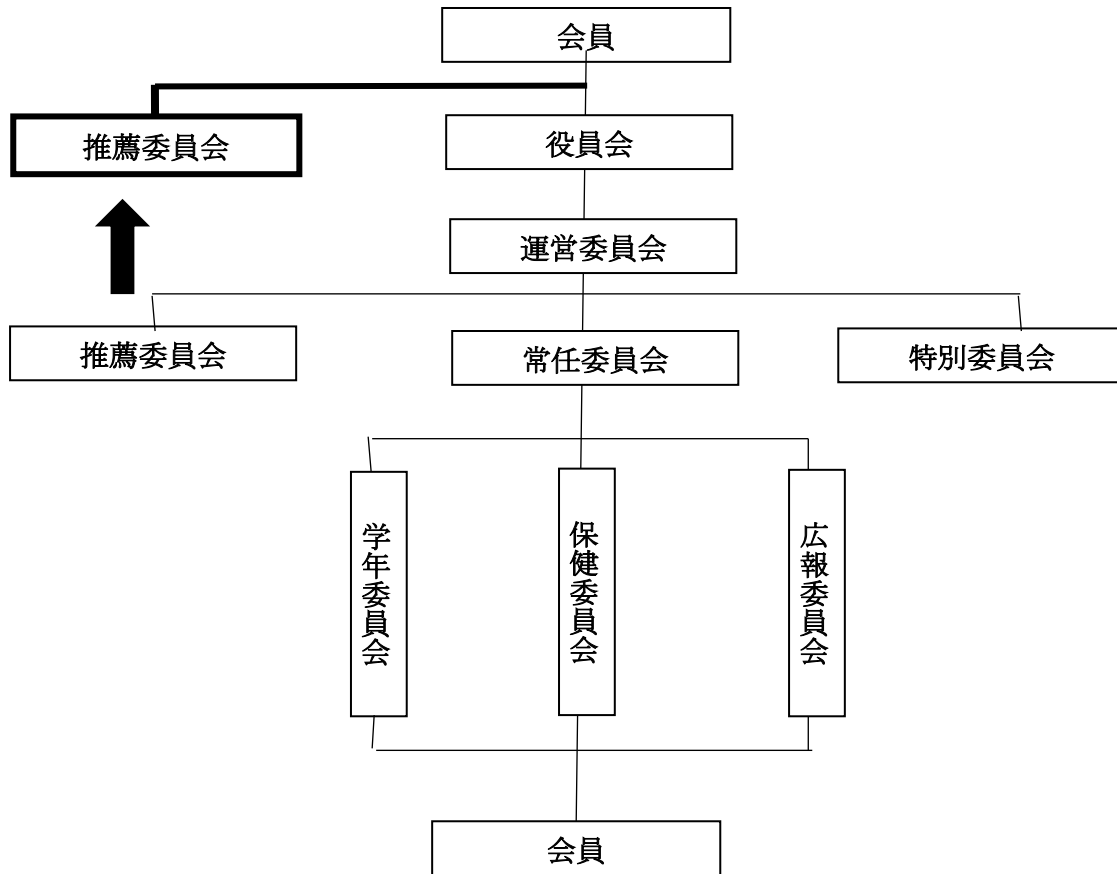
第21条 定期総会は年2回とし、会長がこれを招集する。但し、年度末総会については新年度役員及び会計監査委員の選出と承認の場合のみ文書による通知及び承認書をもって総会の開催に代えることができる。また、役員会・運営委員会が必要と認めた場合、または会員の5分の1以上の要求があった場合には会長は臨時総会を招集する。
定期総会ならびに臨時総会は、止むを得ない理由で出席による開催が困難な場合は運営委員会の承認を得て、書面総会とすることができる。
(追記)総会の公示は総会の10日前までに行う。

事由 : 公示日が明記されていなかったため

【第7号議案 PTA組織図改正(案)】

推薦委員会を運営委員会の下から外し、独立する

PTA組織図



事由 : 推薦委員会は独立していることが望ましいため

【PTA規約・細則の改正 報告】

PTA規約第11章 第26条の4項により、以下の通りPTA規約の細則を改正したことをご報告いたします。

第11章 運営委員会

第26条 運営委員会は次の事項を行う。

1. 各委員会より提案された諸計画の調整
2. 事業計画及び予算案の作成
3. 総会への提出議案作成
4. 細則の制定及び改正。但し、この場合はただちに会員に通知する。
5. その他、必要な事項

細則・委員選出規定

第4条 1. 委員の任期は毎年4月より1年間とする。但し、広報委員会は翌年6月までとする。



第4条 1. 委員の任期は毎年4月より1年間とする。但し、~~広報委員会は翌年6月までとする。~~**(削除)**

事由 : 活動内容を見直し、翌年6月まで活動する必要がなくなったため

第5条 1. 学年委員については、運営委員会の推薦により会長の委嘱を受けたものが世話役となり、各学年ごとに人数を定めて選出する。選出する人数は運営委員会で定める。
2. 保健委員会、広報委員会については、運営委員会の推薦により会長の委嘱を受けたものが世話役となり、各学年ごとに人数を定めて選出する。選出する人数は運営委員会で定める。



第5条 1. 学年委員については、運営委員会の推薦により会長の委嘱を受けたものが世話役となる。各学年ごとに人数を定めて選出する。**(削除)** 選出する人数は運営委員会で定める。
2. 保健委員会、広報委員会については、運営委員会の推薦により会長の委嘱を受けたものが世話役となる。各学年ごとに人数を定めて選出する。**(削除)** 選出する人数は運営委員会で定める。

事由 : 各学年ではなく全学年からの選出へ変更したため

細則・推薦委員活動規定

第6条 選定の方法は推薦委員会で決定する。最終的に役員候補者を決定するにあたっては推薦委員全員の3分の2以上の承認を必要とする。
役員候補者の生徒の出身校に極端な偏りが無いように配慮することが望ましいが一つの小学校から複数の役員候補者が選定されることを妨げない。



第6条 選定の方法は推薦委員会で決定する。最終的に役員候補者を決定するにあたっては推薦委員全員の3分の2以上の承認を必要とする。
~~役員候補者の生徒の出身校に極端な偏りが無いように配慮することが望ましいが一つの小学校から複数の役員候補者が選定されることを妨げない。~~ **(削除)**

事由 : 役員候補者の生徒の出身校は問わず、全校からの選定が望ましいため

第7条 推薦委員が役員候補者となる場合は、当該候補者を除いた推薦委員のうち3分の2以上の承認を必要とする。



第7条 推薦委員が役員候補者となる場合は、~~当該候補者を除いた推薦委員のうち3分の2以上の承認を必要とする。~~ **推薦委員を辞退する。**

事由 : 推薦委員内に役員候補者がいると、公平な役員選定が行えないため